⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : The Hachinohe Court of law (09) building works
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 6 January 2010
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system 4 : 00 P.M. 9 February 2010 (tenders brought with 4 : 00 P.M. 9 February 2010 or submitted by mail 4 : 00 P.M. 9 February 2010)
⑹　Contact point for tender documentation : Hidetomo Satou, Contract Division, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 9―15 Futsukamachi Aoba-ku, Sendai-shi. Miyagi-ken, 980―8602 Japan TEL 022―225―2171 ex. 2531

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成21年12月7日
支出負担行為担当官
北陸地方整備局次長　鈴木　　勝
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

○第13号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　新潟港（東港地区）岸壁(－12m)（西)(１号）築造工事（その１）<電子入札対象案件・施工体制確認型総合評価落札方式・入札説明会>
⑶　工事場所　新潟県新潟市北区横土居地先
⑷　工事内容　土工　１式〔床掘掘削　１式〕矢板工　１式〔鋼管矢板（φ1,500㎜、ｔ＝24㎜、Lg＝33.2m）打設　約70本〕控工　１式〔鋼管杭（海側：φ900㎜、ｔ＝13㎜、Lg＝23.9m）打設　約70本、鋼管杭（陸側：φ1,000㎜、ｔ＝18㎜、Lg＝42.8m）打設　約70本、腹起　約110m、タイ材（φ85㎜、高張力740）取付　約40組〕上部工　１式〔上部コンクリート（海側)(24―12―20）打設　約80m、上部コンクリート（控え)(24―12―20）打設　約120m〕裏埋工　１式〔裏埋砂　約4,900㎥〕舗装工　１式〔路床　約4,800㎡、路盤　約4,800㎡、コンクリート舗装（ｔ＝35㎝、曲げ　4.5Ｎ／㎟）約4,800㎡〕付属工　１式〔係船直柱取付　１基、係船曲柱取付　４基、防舷材取付　４基、車止取付　約40m〕仮設工　１式〔仮設道路　１式、架設桟橋　１式〕
⑸　工期　平成23年３月31日まで
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約1,700㎥
⑺　本工事は、入札説明書等について、インターネットを介して配布を行う試行工事である。
⑻　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、平成21年12月26日から平成22年１月17日までは電子入札システムの停止予定期間となるためこの間の取扱については入札説明書による。
なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
⑼　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を義務づける工事である。
⑽　本工事は、入札時に価格以外の要素（鋼管矢板の確実な施工方法について、控杭（引抜杭）の確実な施工方法について、上部工の確実な出来形及びコンクリートの品質を確保するための工夫について）と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の試行工事である。
⑾　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。
⑿　本工事は、情報ネットワークを活用した受発注者間の情報の電子化、共有化、承諾経路の自動化と電子納品を実施する。
⒀　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。
⒁　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体、または単体有資格者であること。
なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けること。
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　北陸地方整備局における「港湾土木工事」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。
⑶　北陸地方整備局における「港湾土木工事」に係る一般競争参加資格決定の際に算定した客観点数が1,200点以上の者であること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局次長（港湾空港関係）が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該「港湾土木工事」における客観点数が1,200点以上であること。)
⑷　平成６年度以降に、次に掲げる工事の元請けとしての施工実績を有する者であること。
ただし、特定建設工事共同企業体の代表者または単体有資格業者については、共同企業体の代表者または単体としての実績に限る。
特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。
なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
①　特定建設工事共同企業体の代表者または単体有資格業者　水深10m以上の矢板式又は桟橋式の岸壁を築造した工事。
②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員　矢板式又は桟橋式の岸壁を築造した工事。
⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　特定建設工事共同企業体の代表者または単体有資格業者にあっては、平成６年度以降に、上記２⑷①に掲げる工事の施工経験を有する者であること。
③　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成６年度以降に、上記２⑷②に掲げる工事の施工経験を有する者であること。
なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者またはこれに準ずる者であること。
⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
⑺　北陸地方整備局（港湾空港関係）が発注した港湾土木工事のうち、過去２年間に完成した工事がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
⑻　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２⑶の再審査を受けた者を除く。)でないこと。
⑼　過去に調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が60点未満の工事成績評定通知書を通知された者は、その通知日から下記４⑶の申請書の提出期限日までの期間が１年を経過していること。(建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものを対象とする。)ただし対象は、平成18年９月１日以降の入札公告、及び入札説明書に、「調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が60点未満となった場合は、工事成績評定通知書の通知日から１年間、国土交通省北陸地方整備局（港湾空港関係）が発注する工事の入札参加を認めない。」と記載された工事の工事成績評定通知書に限る。